

令和5年門審第33号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年10月19日05時05分

長崎県伊奈漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.98トン

登 録 長 10.50メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 70

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央左舷寄りに舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、舵輪前方の棚上にGPSプロッターを備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年10月19日04時55分伊奈漁港の志多留地区の岸壁を発し、長崎県伊奈埼西方沖合の漁場に向かった。

ところで、志多留地区は、仁田湾の北方湾奥にあり、同地区南方に位置する長崎県カルカサ埼北西方約500メートル沖合には、同埼北方の陸岸から南西方約300メートルの範囲に暗岩や干出岩などの陰礁域（以下「カルカサ陰礁域」という。）が拡張していた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させて志多留地区の防波堤を通過した後、05時01分半僅か前伊奈港志多留防波堤灯台（以下「志多留防波堤灯台」という。）から178.5度（真方位、以下同じ。）100メートルの地点で、針路を194度に定め、5.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、船首方に他船を見掛けなかったので、発航前に購入した氷をクーラーボックスに詰め替える作業（以下「詰替作業」という。）を行うこととし、初めて乗船した甲板員を操舵室左舷後部で休息させ、05時01分半少し過ぎ志多留防波堤灯台から182度130メートルの地点に差し掛かったとき、船尾甲板に移動し、左回頭が始まり、詰替作業を開始した。

05時03分半少し前a受審人は、志多留防波堤灯台から183.5度430メートルの地点に達し、船首が170度を向いていたとき、カルカサ陰礁域の南西端付近が左舷前方300メートルのところとなり、その後緩やかに左回頭しながらカルカサ陰礁域に向か

って接近する状況であったが、詰替作業を行うことに気をとられ、GPSプロッターでカルカサ陰礁域との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、詰替作業を行いながら続航し、05時05分志多留防波堤灯台から172度710メートルの地点において、Aは、船首が146度を向いたとき、原速力のまま、カルカサ陰礁域に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器翼に曲損等を生じたが、来援した僚船により引き出されて長崎県鹿見港に引き付けられ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、伊奈漁港において、漁場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、緩やかに左回頭しながらカルカサ陰礁域に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、伊奈漁港において、漁場に向けて航行する場合、カルカサ陰礁域に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターでカルカサ陰礁域との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、詰替作業を行うことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、緩やかに左回頭しながらカルカサ陰礁域に向かって接近する状況に気付かずに行進して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月20日

門司地方海難審判所

審判官 管

啓 二